

糸満市財政計画

令和7年度～令和11年度



令和7年2月

糸満市

目 次

はじめに	1
第1章 財政計画の策定について	
第1節 財政計画策定の意義	2
第2節 財政計画策定の目的	2
第3節 計画の位置付け	2
第4節 計画期間	2
第5節 会計単位	2
第6節 計画の見直し	2
第2章 本市の財政状況について	
第1節 歳入の状況	3
第2節 歳出の状況	4
第3節 収支の状況	5
第4節 基金残高の状況	6
第5節 市債残高の状況	7
第6節 財政指標の状況	8
第3章 中期的財政見通し	
第1節 財政収支の試算	9
第2節 財政指標の試算	12
第4章 行政改革推進と財政健全化に向けた対応	
第1節 計画的な予算編成による収支改善	13
第2節 行政改革推進による財政健全化方策	13
第5章 今後の財政運営の健全性確保に向けて	
第1節 将来の財政基盤づくり	15
第2節 計画の実現に向けて	15
参考：財政用語の説明	17

はじめに

糸満市は、昭和56年の糸満市総合計画策定以来、10年ごとに総合計画を策定し、基本構想の10年間で目指す将来像を、「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」としています。

令和3年度を始期とする前期基本計画では、基本構想で描かれた目標を具体化するための基本施策を総合的・体系的に示し、基本構想で目指す将来像の実現に向けて取り組んでいます。

「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和7年1月24日閣議決定）によると、「我が国経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にある。」とされています。

こうした中、政府は、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとするため、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を三つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」

（令和6年11月22日閣議決定）を策定し、その裏付けとなる令和6年度補正予算を迅速かつ着実に執行するなど、総合経済対策の効果を広く波及させていくことにより、令和6年度の実質GDP成長率は0.4%程度、名目GDP成長率は2.9%程度、消費者物価は2.5%程度の上昇率になると見込まれています。

このような経済社会情勢における本市の財政状況は、令和5年度普通会計（一般会計、人材育成事業特別会計、土地区画整理事業特別会計）決算において、実質収支8億6,701万円の黒字となっています。また、財政の硬直性をあらわす経常収支比率は92.1%と前年度比で0.8ポイントの上昇がみられ、県内都市平均（92.2%）と同程度となり、県内11市中6番目の数値となっています。

また、財政健全化法に基づき公表が義務付けられた4つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）では、国が定めた早期健全化基準及び財政再生基準をクリアしており健全な状況ではありますが、更なる財政運営の健全化に向けた取り組みの強化が必要であります。

今後の見通しについては、市税収入及び普通交付税の増額が見込まれるものの、物価・賃金・金利といった価格の上昇が公共施設の維持管理費や建設事業費等に影響を及ぼしており、さらには国の推進する「こども未来戦略」「こどもまんなか実行計画2024」に基づく少子化対策・こども政策の抜本的強化、激甚化・頻発化する災害等への対応、自治体DX推進に係る関連経費など、財政需要の増大が見込まれることから、財政収支見通しでは厳しい財政運営となることが予想されます。

財政計画は、第5次総合計画及び実施計画の実行性の確保と具体化のための指針として、また、予算編成・予算執行にあたっての指針として、第8次行革大綱と整合性を図りながら健全な財政運営に資することを目的に作成するものです。

今回は、令和5年度決算額、令和6年度当初予算額を踏まえ、令和7年度から5年間の収支を推計し、その対策において的確な財政運営につなげるものであります。

第1章 財政計画の策定について

第1節 財政計画策定の意義

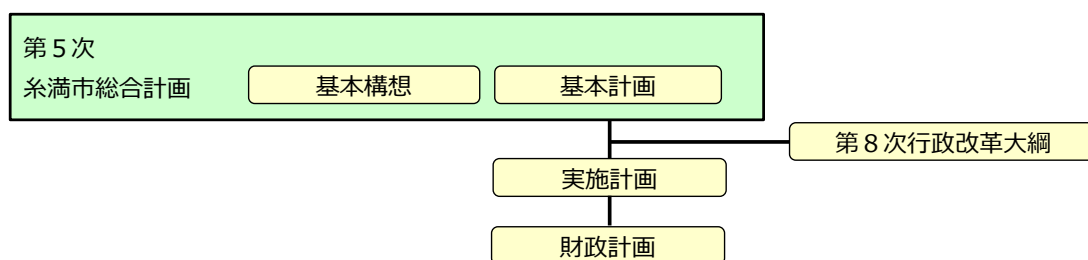
「財政計画」は、これまでの財政状況や課題等を整理し、中期的な財政収支を見通すことにより、第5次糸満市総合計画に掲げる各施策を推進するとともに、財政の健全化を確保し、持続可能な財政運営を行っていくための指針です。

第2節 財政計画策定の目的

- (1) 中期的な財政収支の見通しを立て、将来の財政運営の健全性を確保するための方策を明らかにします。
- (2) 中期的な視点から、健全財政を維持しながら第5次糸満市総合計画の実効性を確保するための指針とします。
- (3) 行財政運営への理解が高まるよう財政に関する情報を幅広く提供し、積極的に行財政改革を推進するための資料とします。
- (4) 将来の財政収支を明らかにし、糸満市の収入に見合う適正規模に応じた予算編成や予算執行に当たっての指針とします。

第3節 計画の位置付け

本市の最上位計画である糸満市総合計画の基本構想のもと、その他の計画とも連動しながら持続可能な財政運営に係る計画とします。



第4節 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第5節 会計単位

本計画の対象とする会計は、普通会計（一般会計、人材育成事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計）とします。

第6節 計画の見直し

前年度の決算状況や当該年度の予算編成方針の作成等に合わせ、毎年度、見直します。

第2章 本市の財政状況について

財政計画の策定にあたり、平成26年度から令和5年度までの10年間の普通会計における歳入決算額と構造分析を含めた歳出決算額の推移、基金・市債残高の推移、財政指標の推移は、次のとおりとなっています。

第1節 歳入の状況

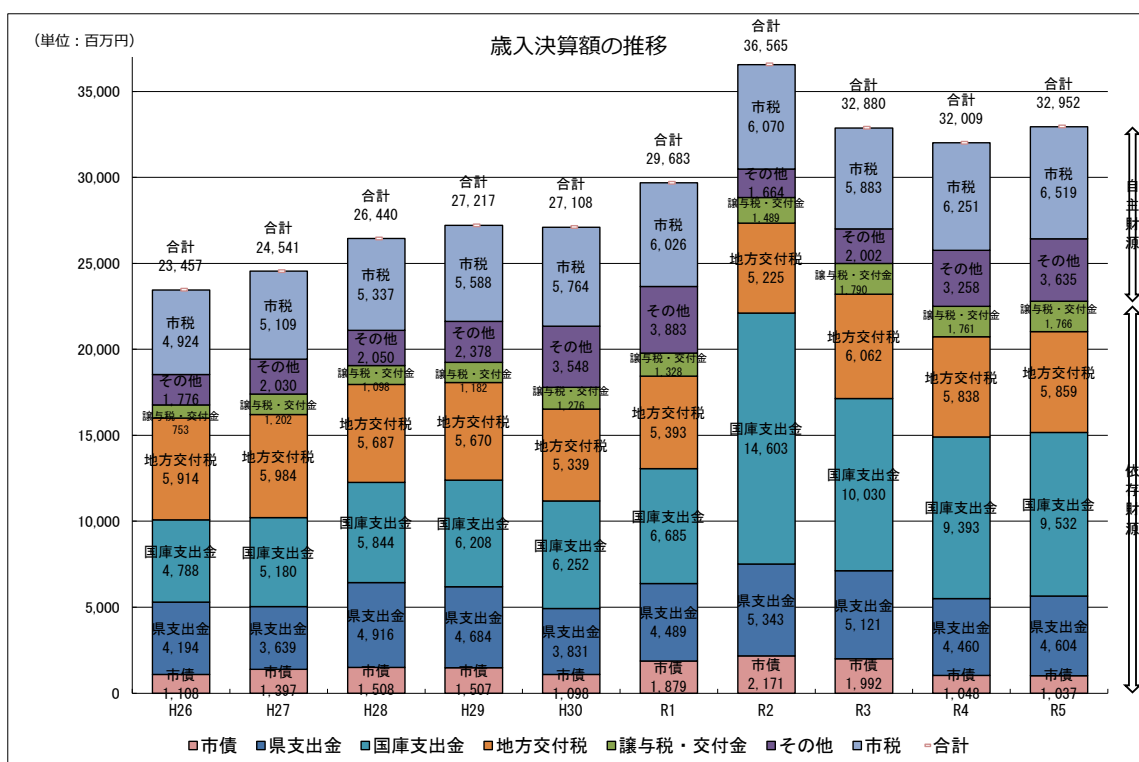
自主財源の根幹をなす市税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時は落ち込んだものの、コロナ禍終息に伴う社会経済活動の正常化により、地方税は市民税の1,971万6千円増、固定資産税の2億3,419万8千円増などにより合計2億6,824万2千円増で過去最高の税収となりました。

その他の自主財源としては、財産収入は土地売却収入の1億9,094万6千円減などにより合計1億8,915万7千円減、寄附金はふるさと応援寄附金1億7,904万6千円増などにより合計1億5,755万6千円増、繰入金は財政調整基金繰入金5億5千万円増、糸満市民会館建設基金繰入金の皆減、ふるさと応援基金繰入金1億790万7千円増などにより合計1億8,213万7千円増などとなっています。

依存財源については、法人事業税交付金1,311万7千円増、地方交付税2,131万9千円増となっています。

国庫支出金は沖縄振興特定事業推進費市町村補助金3億4,685万5千円増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の皆増、生活支援臨時特別事業事業費補助金の皆減などにより合計1億3,858万円増、県支出金は障害者福祉サービス県費負担金9,963万9千円増、子どものための教育・保育給付費県負担金9,921万2千円増、沖縄振興特別推進交付金3,554万4千円増などにより合計1億4,421万6千円増となっています。

地方債は臨時財政対策債1億1,352万9千円減、公営住宅整備事業債1億1,860万円増などにより合計1,102万9千円減となっています。

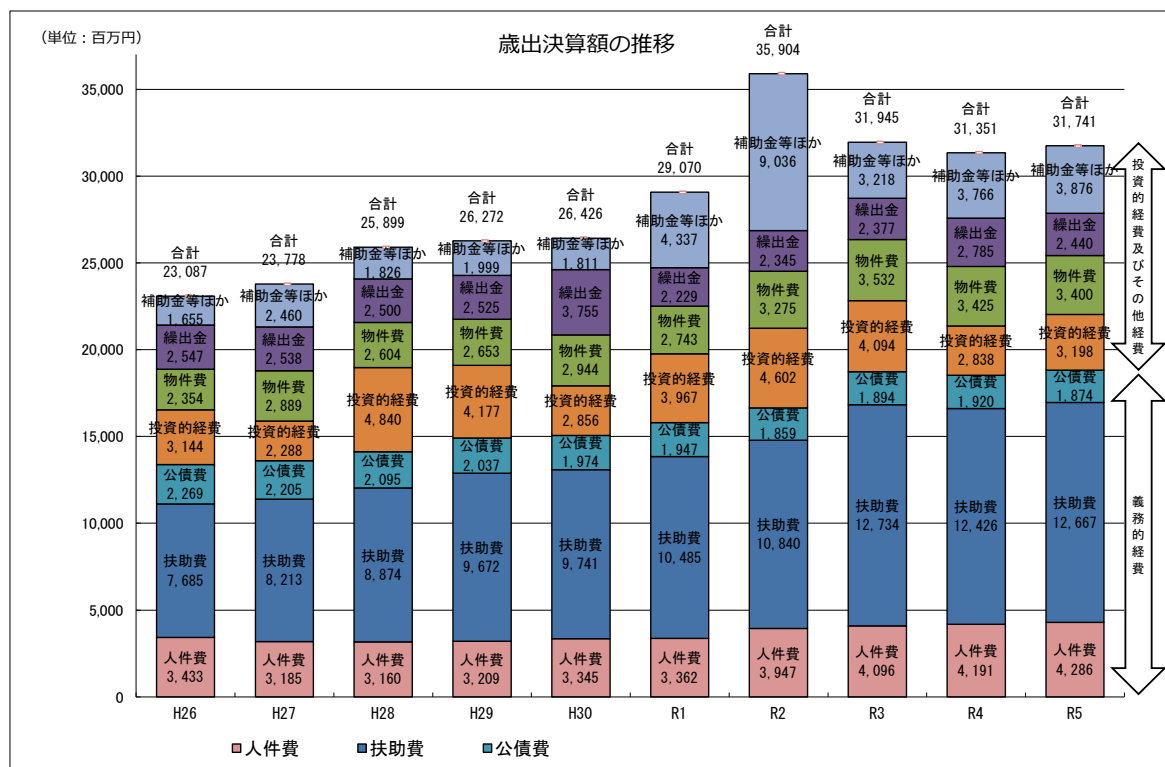


第2節 歳出の状況

歳出増減の主なものとして、義務的経費において、人件費は職員期末勤勉手当4,032万7千円増、職員時間外勤務手当1,771万1千円増、会計年度任用職員分人件費872万9千円増などにより合計9,490万4千円増、扶助費は障害者福祉サービス費等給付事業の3億6,840万6千円増、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の皆減、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業（7万円追加給付分）の皆増などにより合計2億4,134万3千円増、公債費は4,630万5千円減となりました。

投資的経費において、普通建設事業費は補助事業で糸満市スポーツ観光交流拠点施設整備事業（特定推進費）5億5,029万2千円増、市営住宅建設事業1億9,430万7千円増、単独事業で防衛施設等周辺漁業用施設（水産物加工施設）設置助成事業、水産構造改善特別対策事業（鮮度保持施設）及び公共的空間安全・安心確保事業の皆減などにより合計3億5,947万9千円増、災害復旧事業費は862万2千円皆増となりました。

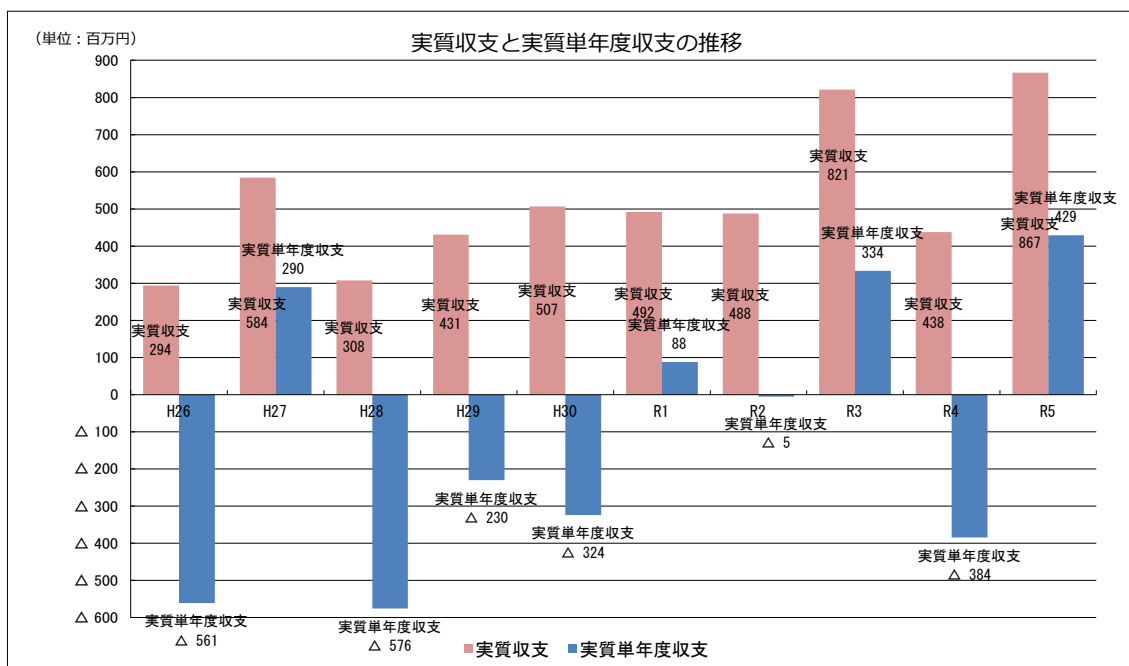
その他の経費において、物件費はふるさと応援寄附制度推進事業6,877万8千円増、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の皆減、新型コロナワクチン接種体制確保事業1億3,495万2千円減などにより、合計2,448万3千円減、維持補修費は庁舎等改修事業の皆増、基幹水利施設管理事業631万2千円増などにより合計2,430万7千円増となりました。補助費等は、学校給食運営支援事業1億1,354万2千円増、糸満市豊見城市清掃施設組合負担金4,393万7千円増、新型コロナワクチン接種体制確保事業国庫返還金6,258万7千円増、生活保護措置事業国庫返還金7,456万4千円増、農業集落排水事業推進費の皆増などにより合計3億8,199万円増、積立金は減債基金積立金の皆増、ふるさと応援基金積立金1億7,904万6千円増、公共施設整備基金積立金及び糸満市観光文化交流拠点施設基金積立金の皆減などにより合計3億453万6千円減、繰出金は農業集落排水事業特別会計繰出金の皆減、介護保険事業繰出金4,525万9千円増などにより合計3億4,522万4千円減となりました。



第3節 収支の状況

決算収支について、約4億円前後で推移していた実質収支額は、令和3年度に臨時財政対策債償還経費の財源措置などによる普通交付税の大幅増額により約8億2千万円の黒字となりましたが、令和4年度は約4億3千万円と例年並みの額になりました。令和5年度は財政調整基金繰入金の増及び公共施設整備基金積立金皆減などにより8億6千万円の過去最大の黒字額となりました。

また、実質単年度収支は、平成28年度から平成30年度にかけて赤字となりましたが、令和元年度は平成28年度から実施している行政改革の効果などによって黒字に転じ、令和3年度では約3億3千万円の黒字となりました。令和4年度は先述の普通交付税大幅増額の反動により約3億8千万円の赤字となりましたが、令和5年度は実質収支の大幅増額により4億3千万円の黒字に転じております。



【実質収支】

自治体決算の純剰余（赤字の場合は純損失）であり、次の式で表します。

$$\text{実質収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額} - \text{翌年度繰越財源}$$

【実質単年度収支】

財政調整基金の積立てや取崩しは、黒字や赤字の大きな要因となるため、これらの要因を除いて考えた場合の数値で、次の式で表します。

$$\begin{aligned} \text{実質単年度収支} = & \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} \\ & + \text{市債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額} \end{aligned}$$

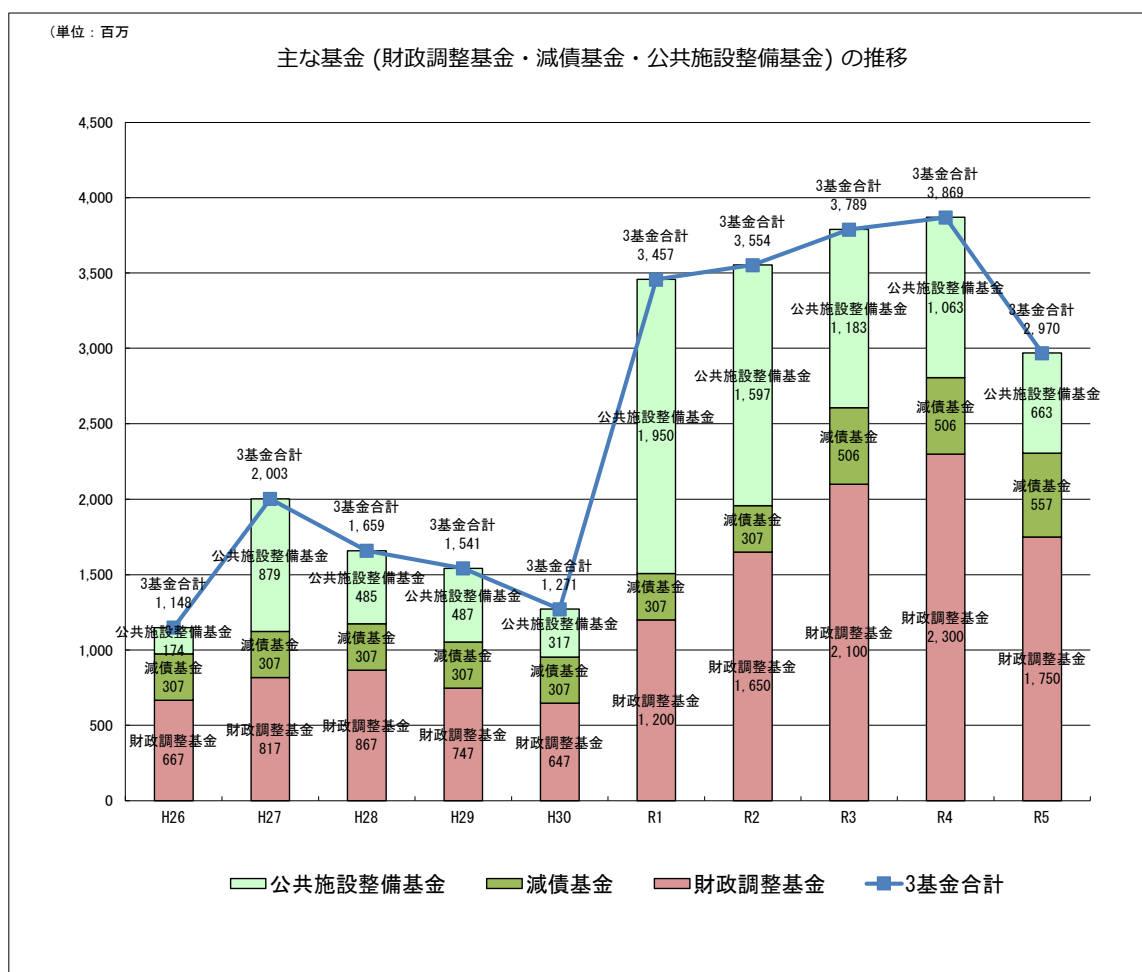
第4節 基金残高の状況

本市では、年度間の財源調整のための基金として財政調整基金を設置しているほか、市債発行や公共施設の整備等に伴う財政需要について、将来世代の負担軽減を図るために、減債基金と公共施設整備基金を設置しています。

このうち、財政調整基金については、市税等の伸びが好調な時期に決算時の歳入と歳出の差額などを計画的に基金へ積み立ててきましたが、令和5年度予算編成において歳入歳出の差額を補填するための取り崩しが増加したことにより、令和5年度末の残高は約17億5千万円で対前年度比5億5千万円減となりました。

また、公共施設整備基金については、令和元年度に土地開発公社からの寄附金を積み立てたことにより大きく増加したものの、近年は施設の維持・更新費用に充当するため取り崩しを行っており、令和5年度末の残高は約6億6千万円で対前年度比4億円減となりました。

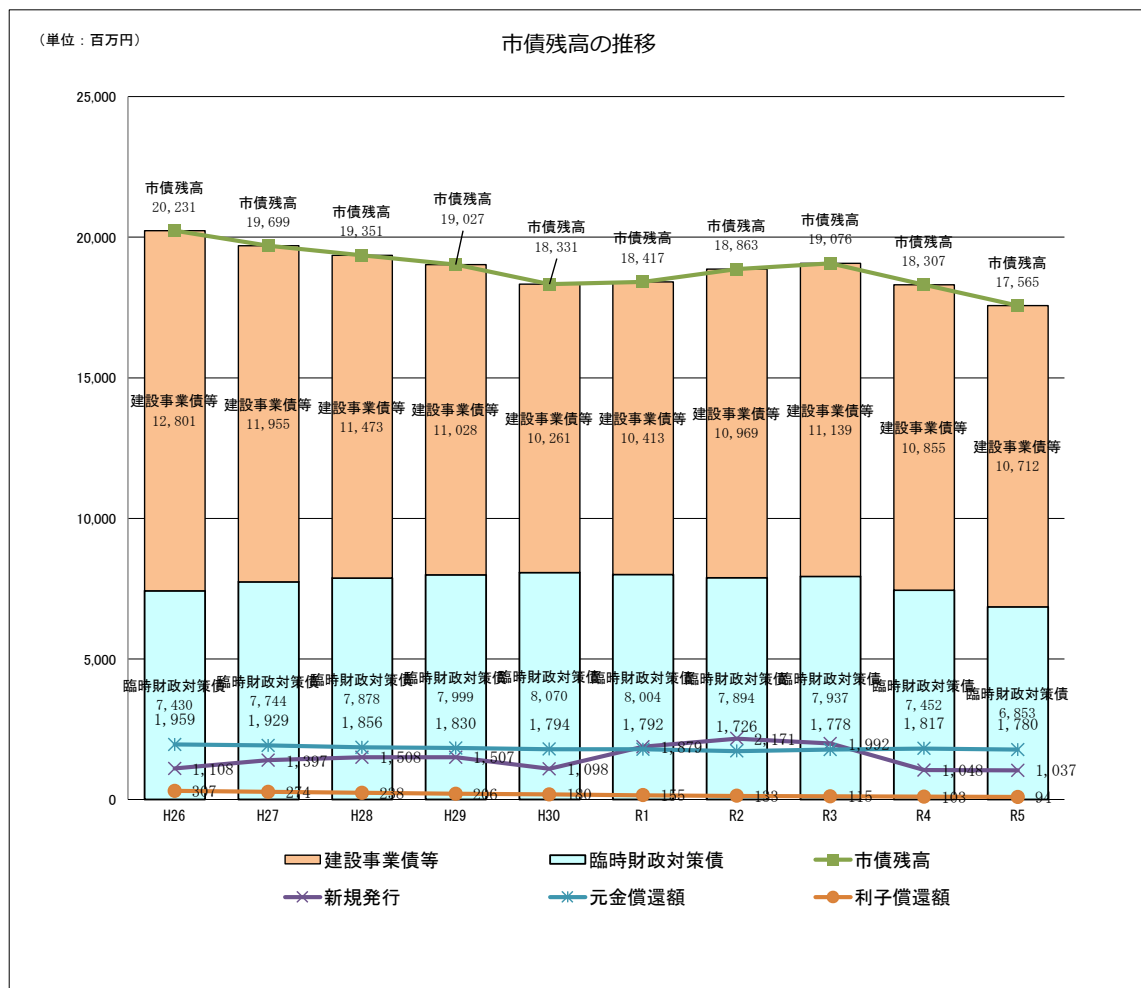
減債基金については、臨時財政対策債償還経費の財源措置などによる普通交付税を財源として積立を行い、約5億5千万円となりました。



第5節 市債残高の状況

市債には、公共施設など長期にわたって市民に利用されるものについて、世代間における負担の公平性と財政負担の平準化のために発行する建設事業債等と、地方交付税の振替措置として地方公共団体が発行する臨時財政対策債があります。

市債残高については、普通建設事業の元金等の償還を終えたことにより、令和5年度末現在高は令和4年度と比較して約7億4千万円減少し、約175億円となりました。



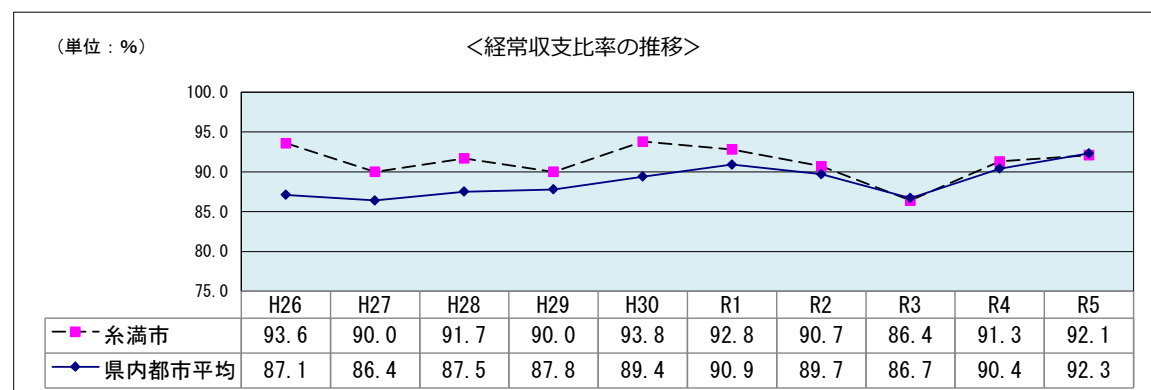
第6節 財政指標の状況

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、市税や地方交付税等の毎年の経常的な歳入に対する人件費や扶助費、公債費等の経常的な歳出の割合を示す数値であり、市の財源構造の弾力性を測定する比率であります。

本市では、例年92%前後で推移してきたものの、令和3年度は臨時財政対策債償還経費の財源措置などによる地方交付税の大幅増額、地方消費税交付金・地方特例交付金の増額などの例外的な要因により86.4%と大きく改善しましたが、令和4年度は例年と同水準の91.3%に戻っております。

令和5年度は地方税が2億6,824万2千円増となったものの、臨時財政対策債が1億1,352万9千円減となったことなどにより、経常一般財源等全体では1億9,299万2千円の微増、扶助費の2,489万円減、公債費の1,991万8千円減などがあるものの、人件費の8,375万4千円増、物件費の1億139万8千円増、補助費等の1億3,035万4千円増などにより、一般財源等充當経常経費全体では2億8,897万8千円増となり、経常収支比率は前年度より0.8ポイント上昇し92.1%となっております。

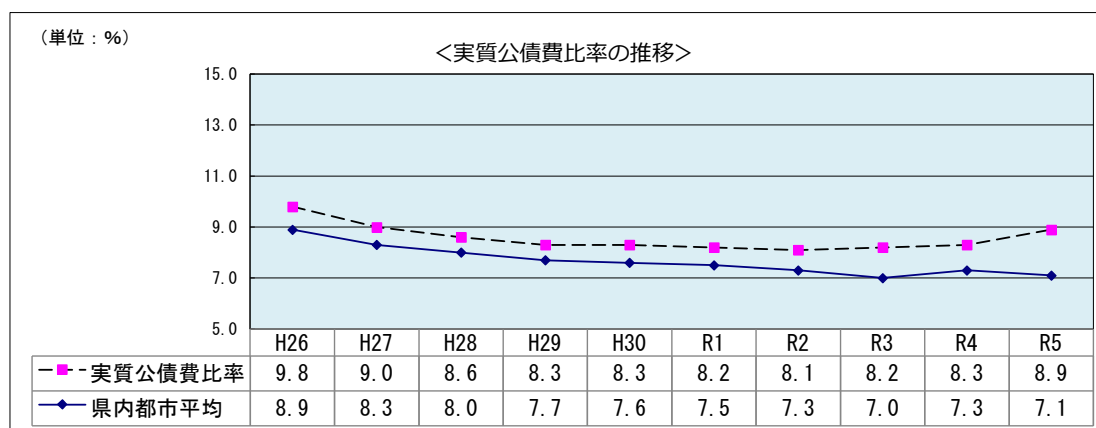


(2) 実質公債費比率

市債返済の負担の重さを表す実質公債費比率は、県内都市平均を上回って推移しており、令和5年度は8.9%で対前年度比0.6ポイント増加し、11市中10位となっております。

健全な財政運営を図るには既往債の繰上償還を実施する必要がありますが、今後収支不足が予想される現状では困難であり、今後とも引き続き投資的事業の抑制、地方債発行の抑制が不可欠であります。

また、地方債発行についても借入後の元利償還金が地方交付税に算定されるものを選択するなど、十分な検討を行ったうえで借り入れる必要があります。



第1節 財政収支の試算

(1) 試算の留意事項

中期的財政見通しの将来値推計にあたっては、令和7年度当初予算をベースとしていますが、個別費目においては令和5年度決算額を参考に、令和6年度予算額から令和6年度決算額を割り出し、その額を基準値として令和7年度から令和11年度までの5年間における収支見通しを試算しました。

なお、個別の推計方法については、以下の条件により推計しています。

(2) 歳入の推計方法

区分	推計方法
市税	現時点で明確になっている税制改正等の影響を勘案し、推計しています。
使用料・手数料	令和6年度決算見込額を基本として推計しています。
地方交付税	普通交付税について、まず基準財政収入額は市税等の推移を踏まえるとともに、基準財政需要額は個別算定経費や公債費等の動向を踏まえ推計しています。
国庫支出金・県支出金・市債	歳出における扶助費や普通建設事業費などの費目は、財源と連動させて推計しています。
地方譲与税等	令和7年度予算額を同額として推計しています。
繰入金	令和7年度は、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金からの繰り入れを計上しています。また、令和8年度以降は、計画期間における各年度の収支不足を明確にするため、上記3基金を繰り入れを除いています。
その他収入	令和7年度当初予算額を基本として推計しています。

(3) 歳出の推計方法

区分	推計方法
義務的経費	人件費 令和6年度決算見込額を基本とし、常勤職については退職者数と採用者数を勘案し推計しています。
	扶助費 生活保護費や障害福祉費など主な扶助費については、これまで増加傾向を踏まえ伸び率を毎年1%増と見込み推計しています。
	公債費 令和6年度までに発行した市債の償還計画に加え、新規の発行分を見込んだ上で償還額を推計しています。
投資的経費	令和7年度から令和11年度における普通建設事業費見込み額を積上げて推計しております。
その他の経費	繰出金については、各特別会計、各公営企業会計における所要額を積算しています。 補助費等については、令和6年度決算見込額を基本とし、各一部事務組合の負担金について毎年度の変動を勘案し推計しています。 その他の経費については、令和6年度決算見込額を基本として推計しています。

<中長期的歳入歳出の収支試算表（5年推計）>

歳入 （普通会計）	令和6年度 決算見込	収入見通し （千円）					備 考 （推計方法等）
		令和7年度試算	令和8年度試算	令和9年度試算	令和10年度試算	令和11年度試算	
自主財源	10,998,161	10,729,059	9,515,124	9,627,229	11,669,173	11,579,098	
市税	6,589,468	7,088,343	6,966,507	7,050,893	7,137,513	7,227,389	過去の伸び率・徴収率より科目ごとに推計。
分担金・負担金	124,738	118,351	123,461	151,180	156,204	156,204	令和7年度予算を基本として推計。
使用料・手数料	219,173	219,292	219,292	219,292	219,292	219,292	令和7年度予算を基本として推計。
諸収入	223,642	135,457	135,457	135,457	135,457	135,457	令和7年度予算を基本として推計。
財産収入	84,994	231,536	47,796	47,796	1,998,096	1,818,145	令和7年度予算を基本とし、R8年度以降は有価証券売却収入を差引、令和10、11は真栄里地区を反映。
寄附金	960,469	1,014,472	1,014,472	1,014,472	1,014,472	1,014,472	令和7年度予算を基本として推計。
繰越金	410,995	1	1	1	1	1	金額が不明のため、費目存知で措置。
繰入金	2,384,682	1,921,607	1,008,138	1,008,138	1,008,138	1,008,138	令和7年度は、財調・減債・公共施設基金の繰入金を含む額とし、令和8年度以降は除いた額。
依存財源	24,207,446	26,105,461	26,500,147	24,293,799	26,381,333	24,584,484	
地方譲与税等（※1）	1,692,016	1,932,169	1,932,169	1,932,169	1,932,169	1,932,169	令和7年度予算額を据え置く。
地方特例交付金	305,233	54,588	52,195	52,195	52,195	52,195	令和7年度予算額を据え置く。
地方交付税	6,054,586	5,607,831	5,970,089	6,024,125	6,010,847	6,021,747	普及：現行制度を前提に需要額を算出。 収入額は地方税等の試算を反映。●特交は令和6年度実績を踏襲。
国庫支出金	9,756,274	10,517,372	10,979,208	9,522,857	10,004,524	10,474,800	各年度の歳出計画額を踏まえ、試算。
都道府県支出金	5,116,089	5,381,501	5,295,886	5,601,753	5,751,298	4,824,873	各年度の歳出計画額を踏まえ、試算。
地方債	1,283,248	2,612,000	2,270,600	1,160,700	2,630,300	1,278,700	各年度の歳出計画額を踏まえ、試算。
歳入合計（A）	35,205,607	36,834,520	36,015,271	33,921,028	38,050,506	36,163,582	

歳出 （普通会計）	令和6年度 決算見込	支出見込み （千円）					備 考
		令和7年度試算	令和8年度試算	令和9年度試算	令和10年度試算	令和11年度試算	
義務的経費	20,338,637	20,490,287	20,608,262	20,684,846	20,936,769	21,076,808	
人件費	4,397,335	4,485,124	4,498,747	4,495,556	4,520,448	4,522,893	令和6年度決算見込をベースに試算。
扶助費	14,090,972	14,175,226	14,316,974	14,460,140	14,604,737	14,750,782	令和7年度計画額に毎年伸び率1%として推計。
公債費	1,850,330	1,829,937	1,792,541	1,729,150	1,811,584	1,803,133	既発の償還予定額に、令和7年度以降の新規発行分を加算。
投資的経費	2,754,330	5,617,776	5,893,654	3,525,507	7,152,967	4,744,845	
普通建設事業	2,754,330	5,588,776	5,864,654	3,496,507	7,123,967	4,715,845	令和7年度実施計画及び原課からの計画を基に事業費を加える。
災害復旧事業	0	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	令和7年度予算額と同額を想定
その他の経費	11,580,380	11,002,444	10,858,636	10,874,930	10,871,919	10,885,059	
物件費	3,731,844	4,337,655	4,295,869	4,299,194	4,280,769	4,256,737	令和6年度をベースとし、新規事業を上乗せ。
維持補修費	320,680	267,769	270,447	273,151	275,883	278,642	令和6年度決算見込に伸び率1%として据え置く。
補助費等	3,603,603	2,792,345	2,665,322	2,675,587	2,688,269	2,722,682	令和6年度決算見込を参考に試算。
積立金	1,142,328	1,019,050	1,019,050	1,019,050	1,019,050	1,019,050	令和7年度決算見込を踏襲。
繰出金	2,771,570	2,577,287	2,577,287	2,577,287	2,577,287	2,577,287	国保、後期、介護に関しては、令和7年度予算額を推移。
諸支出金等その他	10,355	8,338	30,661	30,661	30,661	30,661	貸付金+予備費+費目を計上。
歳出合計（B）	34,673,347	37,110,507	37,360,552	35,085,283	38,961,655	36,706,712	

差引合計(A)-(B)= (C)	532,260	△ 275,987	△ 1,345,281	△ 1,164,255	△ 911,149	△ 543,130	
翌年度への繰越財源 (D)							※令和6年度以降は、繰越事業は見込まない（対象外）こととする。
収支見込み(C)-(D) (E)	532,260	△ 275,987	△ 1,345,281	△ 1,164,255	△ 911,149	△ 543,130	

収支差残高(累計)	532,260	△ 275,987	△ 1,621,268	△ 2,785,523	△ 3,696,672	△ 4,239,802	
-----------	---------	-----------	-------------	-------------	-------------	-------------	--

※1 地方譲与税等には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、及び 国有提供施設等所在市町村助成交付金、交通安全対策交付金 を含む。

（４）歳入の見通し

市税は、定額減税による影響は限定的で令和７年度以降は70億円前後で推移すると見込んでいます。

分担金・負担金について、県営土地改良農家負担金が増加するが、使用料・手数料は、概ね横這いで推移すると試算しています。

財産収入は、市有財産の貸付収入などを概ね横這いで推移すると試算しますが、市有地売払は令和10、11年度に真栄里地域開発事業に関連した収入を見込んでいます。

繰入金については、令和７年度試算では財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金を計上しております。令和８年度以降は収支不足を明確にするため、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金からの繰入は計上しておらず、それ以外は事業の予算化に合わせ繰入額を見込んでいます。

諸収入及びその他の収入は、概ね横這いで推移すると試算しています。

地方譲与税等各種交付金は国の制度見直し等を現時点で予測することが困難であることや景気動向等の不確定要素が多いため令和７年度と同額で推移するとしています。

地方交付税は、令和７年度において新設ホテル等の固定資産税額を盛り込んだ市税の収入見込を基準財政収入額に反映させたものの、扶助費の増に伴う個別算定経費や包括算定経費の増などによる基準財政需要額の伸びがそれを上回ることから増額を見込んでいます。令和８年度以降は60億円前後で推移すると試算しています。

国庫支出金、県支出金、地方債は各年度の投資的経費や扶助費の影響を受け増減する試算となっています。

（５）歳出の見通し

歳出のうち義務的経費である人件費については、糸満市職員適正化計画に基づき職員数の増を見込んでいます。また、会計年度任用職員の報酬等については令和６年度決算見込額と同程度を見込んでいます。

扶助費については、障害福祉費などの社会保障関係費が増加していることを考慮して、過年度の対象人員の伸びを参考に事業費を試算しています。

公債費については、既発債の償還予定額に今後計画される公共事業や施設整備等に伴う新発債の分を加味して試算しています。

投資的経費では、庁舎基幹設備等浸水対策事業、糸満市地域福祉センター整備事業、市営住宅建設事業、高嶺小学校移転改築事業、給食センター建設整備事業、真栄里地域開発事業などの大規模事業が続く見込みであります。

物件費や維持補修費などのその他の経費では、物価・賃金・金利上昇の影響を考慮し1％程度の伸びを見込んでいます。

補助費等は、一部事務組合に対する負担金について毎年度の変動を勘案し、真栄里地区整備に係る公共下水道事業の支出が増加すると見込んでいます。

また、積立金はふるさと応援寄附金を基金積立する以外は、決算剰余金の積み立ても見込まないこととし、その他は令和７年度当初予算額を基本として試算しています。

（６）収支の試算

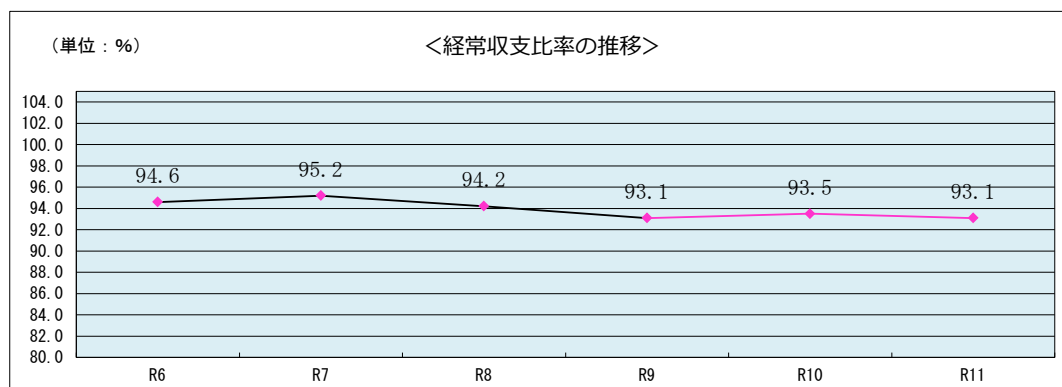
予算編成においては、収入の不足分を基金取崩しにより充当することで基本的には対応することとなりますが、今後は基金残高の減少や市税をはじめとした自主財源の大きな伸びは期待できず、扶助費の伸びや真栄里地域開発事業などの大規模事業を含む旺盛な行政需要をすべて満たし、特段の措置を講じないまま財政運営を行った場合は、令和７年度から令和11年度までの5年間の収支不足合計額は42億3,980万2千円となり、厳しい状況であることが予想されます。

第2節 財政指標の試算

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は、平成30年度の93.8%をピークに下降傾向にありましたが、令和4年度に上昇に転じ令和7年度は臨時財政対策債の新規発行停止や物価・賃金・金利上昇に伴う経常義務的経費の増加などにより95.2%まで上昇し、その後は93.0%前後で推移するものと見込んでいます。

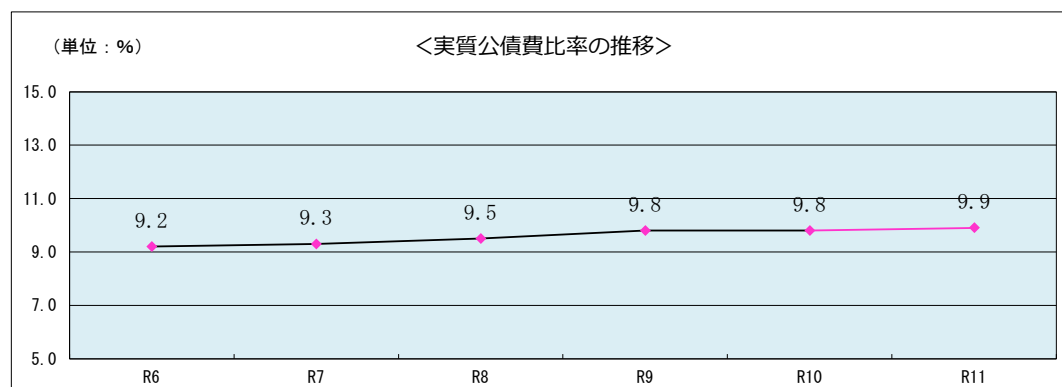
経常収支比率は、社会経済情勢の変動により大きく影響を受けることから、安定した財政運営に必要な財源の確保が必要となります。



(2) 実質公債費比率

公債費及び公債費に準ずるものによる財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率は、公営企業債の償還の財源に充てるべき一般財源が減少しますが、普通交付税に算入割合が高い公債費が減少していくため、緩やかに増加し10%前後で推移するものと見込んでいます。

健全な財政運営を図るには、今後も計画的な投資的事業の実施や、地方債発行についても借入後の元利償還金が地方交付税に算定されるものを選択するなど、十分な検討を行ったうえで借り入れる必要があります。



第1節 計画的な予算編成による収支改善

令和7年度から令和11年度までの収支見通しについては、先述のとおり大変厳しい状況にあります。

その対応として、当初で全ての歳入歳出を計上する「総計予算主義」を原則とした予算編成を行い、また、各事業において5年分の編成計画を立て、事業の進捗や優先度を明確化することにより、財源を計画的に配分し、中長期的な収支差の縮減に努めてまいります。

そのためには、事業ごとの効果検証を行い、歳入の見直しや経費の縮減を図り、行財政の効率化に努めるとともに、新たな行政需要に対してはスクラップ・アンド・ビルドの視点で既存事業の見直しによる財源の有効活用を図るなど、限られた財源を活かした、身の丈にあった予算編成に取り組むこととします。

第2節 行政改革推進による財政健全化方策

(1) 財政健全化方策について

「第8次糸満市行政改革大綱」は、厳しい財政状況と高度化・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に対応しつつ、行政改革の具体的な推進項目を定めて、ひとつひとつ着実に取り組んでいくことを通して、第5次糸満市総合計画が目指す「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」の実現につなげていくことを目的としています。

財政健全化方策を検討するにあたっては、同行政改革大綱との整合性を保ちながら各年度における収支のアンバランスを解消していくことが必要であります。

そのため、今回の財政計画（令和7年度～令和11年度）は、第8次糸満市行政改革大綱を財政健全化方策の一つとして位置づけ、取組事項を指針として財政運営の健全性を確保していきます。

(2) 行政改革の取組内容とさらなる見直し

① 持続可能な安定した財政基盤の確立

○ 行政のデジタル化の推進

市民の利便性向上と業務の効率化を図る観点から、デジタル技術や情報通信技術の利活用を推進し、業務効率化により捻出された人的資源をより価値を創造する業務に振り向け、行政サービスの質の向上に取り組むとともに、行政手続のオンライン化による市民の利便性向上や行政手続のコスト削減を推進します。

○ 効率的かつ効果的な行政経営

持続可能な行政サービスを提供していくため、他市町村との事務の広域化の検討を含め最少の経費で最大の効果を挙げることを意識しながら事務事業の成果・コスト等について行政評価を実施し、「選択と集中」により必要性や成果が低いものについてはスクラップアンド・ビルドの視点による見直しを行います。

また、行政手続における押印の見直しに取り組むとともに、窓口サービス見直しの検討を行い、業務の円滑な実施や効率化に取り組みます。

さらに、今後は老朽化した施設の大規模改修や建て替えに係るコストが大幅に増大することが見込まれていることから、公共施設の更新の必要性や他市町村との広域化の検討を含め、修繕・更新に係るコストの削減及びその負担の平準化を図ります。

加えて、指定管理者制度やPFIなどPPPの推進による民間の資金及びノウハウの活用や各種基金の計画的な運用に向けての取り組みなどにより、行政サービスの向上と経費の節減合理化を図り、効率的かつ効果的な行政経営に取り組みます。

○歳入の確保

未利用市有地等の有効利用やふるさと応援寄附の取り組み推進、市有財産を有効活用したネーミングライツ等による新たな歳入の確保及び受益者負担の観点から使用料・手数料の適正化に取り組むとともに徴収を強化します。

○市税の適正課税と収納強化

関係機関等との連携強化や現地調査により、課税客体を的確に把握し適正な課税に努めるとともに、支払方法の多様化による納税者の利便性向上や滞納整理事務の強化など収納率の向上を図ります。

○補助金等の適正化

各種補助金等については、公益性、費用対効果、公平性等を常に検証するとともに、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化を踏まえながら、公費を支出する必要性や費用対効果が低い事務事業等については、補助金等の見直しを行うなど適正化を図ることにより、限られた財源をより必要性の高い施策に振り向けられるよう努めます。

○扶助費の適正化

障害福祉費については、給付内容を精査・分析したうえで、介護サービス等の他施策と総合的な調整を図りつつ、重複・類似サービスの統廃合などを検討し適正化に努めます。

○特別会計の健全化

一般会計と区分して経理する国民健康保険事業、介護保険事業等の特別会計については、安定的な運営のため、歳出の適正化や事務事業の効率化による財政の健全化に取り組むとともに、市民の公平負担の観点から一般会計からの繰出金の抑制に努めます。

また、真栄里地区に予定する物流団地開発等特別会計及び土地区画整理事業特別会計については、健全で的確な会計処理のもと事業の適正化を図ります。

さらに、地方公営企業である水道事業会計及び下水道事業会計、農業集落排水事業においては、独立採算制の原則に基づき、経営戦略による経営健全化に取り組むとともに、広域化においても有効性・効率性の観点から可能性を探っていきます。使用料については、適正な受益者負担の観点から見直しを検討します。

第5章 今後の財政運営の健全性確保に向けて

第1節 将来の財政基盤づくり

(1) 財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金の管理計画

財政健全化方策による収支改善に加え、将来にわたり持続可能な財政運営のために、基金運用の管理計画を定めました。

財政調整基金については、標準財政規模（令和5年度決算では、約134億円）の10%から20%が適正とされていることから、本市においては12%（約16.1億円）から15%（約20.1億円）の範囲を維持することを目指し、決算剰余金の1/2以上を積み立て、予算編成及び執行に伴う取り崩し分を差し引いて毎年度約2億円、令和11年度までに約8億円を積み増し、安定的な財政運営に取り組むよう計画します。

減債基金については、公債費の償還財源確保を図るため、歳入総額から歳出総額を差し引いた剰余金を毎年度約5,000万円、令和11年度までに約2億円の積み立てを計画します。

公共施設整備基金については、普通財産の売却に係る収入または剰余金を活用し、今後の公共施設の整備、更新等に備え、必要な財源確保のため積み立てを計画します。

<基金の管理運用計画>

(単位：千円)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
財政調整基金	積立	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	取崩	△ 206,146	△ 200,000	△ 200,000	△ 200,000	△ 200,000
	年度末残高	973,787	1,173,787	1,373,787	1,573,787	1,773,787

(単位：千円)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
減債基金	積立	61,067	50,000	50,000	50,000	50,000
	取崩	△ 300,000	0	0	0	0
	年度末残高	391,305	441,305	491,305	541,305	591,305

(単位：千円)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公共施設整備基金	積立	100,000	100,000	100,000	500,000	500,000
	取崩	△ 400,000	△ 100,000	△ 100,000	△ 100,000	△ 100,000
	年度末残高	182,929	182,929	182,929	582,929	982,929

第2節 計画の実現に向けて

今後の財政運営の健全性を確保するため、財政健全化策として位置付けている「行政改革大綱」を推進していくためには、その効果的な進捗管理を行うことが最も重要であります。

上記に掲げた方策は、以前から、行政改革検討委員会等において盛んに議論・検討されており、今後それらの方策を点検し、着実かつ確実に実行していくことで多額の収支不足が改善され、将来において自主的・自立的な財政運営に取り組むことができます。

そのためには、職員一人ひとりが市の抱える諸問題を正しく理解し、解決の方策検討時においても厳しい財政状況を認識した対応が必要となります。また、財政健全化のための方策を常に意識しながら、業務を遂行することにより効率的な財政運営が可能となります。

行政は、公金という市民負担に基づいて市民の負託に応えていくものであり、市民が望む行政サービス

を提供するためには、受益に応じた負担の適正化も必要であります。個々の事業ごとにそのコストを明確に把握し、サービス水準と合わせ、市民負担についても調査・検討する必要があります。

最後に、持続可能な財政運営を最終目標としつつ、市民ニーズに即した行政需要への対応と同時に中長期的な財政収支の均衡を達成するためには、財政健全化策の一つである行政改革に市全体が一丸となって取り組む必要がある事を改めて申し添えます。

1 予算関係

区分	説明
一般会計	市の行政を運営するための基本的な経費を計上している会計です。
特別会計	特定の事業を行うため、一般会計と区別して経理するための会計をいいます。 本市では、「人材育成事業」、「国民健康保険事業」、「介護保険事業」、「糸満漁港ふれあい公園事業」、「土地区画整理事業」、「後期高齢者医療保険事業」、「真栄里地区物流団地開発等」及び「真栄里土地区画整理事業」の8つの特別会計があります。
普通会計	一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を合算したものです。 本市の場合、一般会計、人材育成事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計を合算しています。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。
減債基金	市債の償還および市債の適正な管理に必要な財源を確保し、財政の健全な運営を行うための基金です。
公共施設整備基金	公共施設の整備を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設ける基金です。
自主財源	市が自主的に収入できる財源です。（市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など）
依存財源	国や県の基準に基づいて、交付されたり割り当てられたりする、市独自で収入額を決められない財源です。（地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債など）

2 歳入関係

区分	説明
市税	市民や市内に事業所などをもつ法人などに納めていただく税金です。（市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税など）
譲与税	国税として徴収し、そのまま市に対して譲与する税をいいます。（自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税）
地方交付税	どの市町村でも一定水準の行政サービスが受けられるように、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった一定割合を市の財政規模などに応じて国が交付する税をいいます。
国庫支出金	国と市が共同で行う事業などについて、定められた経費負担の区分に基づき、国が市に対して負担金、委託費、補助金などを支出するものです。
県支出金	県が市に対して支出するものです。県独自の施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部または一部として交付するもの（間接補助金）があります。
市債	道路、学校などの社会資本の整備に多額の経費が必要となる時に、その資金を調達する長期的な借入金をいいます。

3 歳出関係

区分	説明
人件費	市職員の給与と退職金、議員や委員の報酬、会計年度任用職員の給与および報酬などの経費です。
物件費	市が支出する消費的性質の経費です。旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費などがあります。
扶助費	生活保護法、児童福祉法等に基づき、児童・高齢者・生活困窮者などを援助するために支出される経費や、市が単独で行っている各種扶助のための経費です。
補助費等	市から各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの経費です。
投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅などの新增設等の建設事業に要する経費です。
繰出金	会計相互間（一般会計から特別会計など）において支出する経費です。
公債費	道路や学校の建設などのために借り入れた借金を返済するための経費です。

4 財政指標

区分	説明
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額です。
実質収支	歳入決算総額と歳出決算総額の差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費繰越額など）を除いた額です。
実質単年度収支	単年度収支のなかには実質的な黒字要素や赤字要素が含まれています。これらを控除した単年度収支を実質単年度収支といいます。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出する経費に、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを表します。この数値が高いほど、一般財源の多くが経常的な経費に使われていることになり、突発的な支出に対応するための財源に余裕が少なく、柔軟な財政運営が困難であることを表しています。市で80%を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものです。 標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金の返済額（公営事業会計や一部事務組合等含む）が標準財政規模に占める割合を示しており、自治体の実質的な借金返済負担の重さを表す指標です。